

朝霞市条例第2号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定を適用する場合においては、令和5年12月1日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。